

平塚市では、令和4年度から5年程度かけて全市立小・中学校に学校運営協議会を設置する。
令和4年度は、4校に先行設置する。

1 これまでの経過

①平塚市学校運営協議会規則作成

- ・教育課程課題検討連絡協議会において昨年度より協議。
- ・庁内関係課との調整。
- ・行政総務課に規則審査依頼。

②学校運営協議会の周知

○学校へ

- ・小・中校長会と小・中教頭研究会においてそれぞれ講師招聘講演会
- ・次年度先行設置校教職員にむけて指導主事による説明あるいは講師招聘研修会

○庁内において

- ・教育委員、社会教育課、市長、副市長、財政課、行政総務課、職員課への説明
- ・総合教育会議
- ・庁議

- ・公民館主事会議

○市議会議員へ

- ・定例行政報告会
- ・各会派から説明依頼があれば説明

○地域等各団体へ

- ・平塚市自治会連絡協議会
- ・PTA 会長連絡会
- ・平塚市地域教育力ネットワーク協議会研修会

③学校運営協議会運営要綱・各種様式作成

④学校運営協議会運営マニュアル作成

2 成果と課題

平塚市においてはこれまでも地域からの協力は厚く、学校評議員制度を活用して学校運営してきた。さらに学校・地域がビジョンを共有し、同じ目標をもち地域に育つ子どもたちへの支援を行っていくということ、地域から学校・子どもたちへの「一方向的な支援や活動」から「双方向の連携・協働型の支援や活動」にシフトすることで充実をめざすことをあらゆるところで伝え、令和4年度、4校に学校運営協議会を先行設置するに至った。

一方、社会教育課は、文部科学省の示す地域学校協働活動本部ではなく平塚スタイルとして学校・公民館・地域教育力ネットワーク協議会の三者が緩やかに連携する形をめざすとしている。今までの平塚らしい連携を継承することのよさを生かし、いかに双方向の連携・協働の形を作るかが今後の課題になると考える。